寛永小説聞書

内閣文庫

和書 類	
號	三三五六九
冊	三九二
函	一五二
架	一二

内閣文庫

番號	和 32569
冊數	394 (129)
函號	152

国立公文書館
National Archives of Japan

西丸
御小性組 一番組

寛永九申年四月八日 二番組
元文二巳年閏十一月十八日 西城一番組
宝暦十一巳年 八月 三日 七番組
宝暦十二午年十二月十五日 西城一番組
安永八亥年四月十六日七番組
天明元丑年五月廿六日 西城一番組
天明六午年閏十月八日七番組
寛政八辰年十二月 十日西城一番組ニ成

寛永九申年四月八日

慶長十九寅年五百俵被下、

若三郎　守次忠父
御先代御小姓ニ

御小性組阿部豊後守組　當君　高木若七郎守久
後　伊勢守

寛永十酉年二月二日大御番組頭

同日此時大御番の組頭ハ壱人ツヽ被
下置し に守久壱人ハ弐人分ニ被付ひしは
かく壱縫ひ候刀も御家ニ
此まてく此御役を命せられたり
同年御加恩二百石 凡八百石

寛永十九午年日光相輪橖の御用を

命せらるゝ
寛永十九年午年十月廿六日御目見
寛永二十未年九月十八日
禁裏附被仰付御加恩五百石元三百石合八百石ニ成
國綴喜郡相楽郡の内にて補ひ是より
都ニ登りて内乃界殿を免され
御ちかく参寧仰付させ侍従ニ叙し
年久しく都ニ有て其功労あるに
より渡ハおのつから其家ニ無キも
侍ふ事なきさへいかにありけり
万治元戌年四月朔日都ニ依て免されき
関東ニ帰る寄合ニ列す

同年六月朔日営上方乃御用と
して今一度都ニのほるへき仰
有て御服黄金拾枚時服ニ羽織を
賜り其御用を勤めて江戸に帰る
万治二亥年七月十九日大目付
同年道中奉行を兼ぬへき仰あり
万治三子年六月十八日大坂乃御城に
雷おちて火入数多焼失ぬる由を
告来しかハ同月廿日急き大坂に
来て其雷火の事を糺して帰る
中代りに仰有て御番衆に
下さるゝ御用の事仰合さるゝ

所持のものハ黄金拾枚を備へて所化よ
参らんとせしにおかくハ淡國ノ金部
守政を所化に申されしハ千両よ
帰てのち参るへき旨にて江戸に
赴しか程なく十二月十日に守政
帰り同月十二日又御前よ召されて
大坂よ参るへき旨にて法服を備へ
旅費の料として黄金五枚時服二
羽織を備ふ御前を出しに宮老の
方へ御目見へしたるに先の事よ備へし
黄金五枚ハ御用を賜りてまた事なか
くして此地を出て東遠に決して

ひしかし成等しかるまきれハ文
別よ旅料として備の作成
伝へられたる同月十六日立之
難波よ参て大坂城の郭中の安穴
上りて有き所を巡視して介の
まへ立に帰り晦日帰府し
御前よ召されて釈く継同士
組馬代を献りまつらるへく
御臺所にも羽二重十疋を献る
寛文元丑年五月廿四日京十五日
禁裏御前向帯上のため成者来
しかはまた八守人を依て宮中に

直さて都へ参らし武家の方々へ
乃ち諸用を勤むべき仰有て六月
廿八日御暇黄金拾枚時服三羽織を賜り
給ふなり

禁裏

仙洞ハ御使を勤めけ滞り有て
堂上の居ある郷の割落を已に整し
て割落御用の事調ひける之周
八月のふける京に帰り十九日拝謁し
寛文二壬寅年四月七日翌卯年四月
日光ハ宿てさきを務べき小笠備の見分
御道すがらの様子の営造御様

紀の川わくる普請の御用を勤べき
仰有り九月日光より参て其事を
つとめ十月十九日又日光より参るべき
仰有り同月廿日御暇御前にてさされ
仰を蒙り十二月十七日帰て拝謁す
寛文三癸卯年十二月十二日去る六日京都
大地かひまく震動し由御告
来りしかハ都より来るとて称し示く
忍びて参るべき仰有て御前にて下
されて御暇を給り　黄金三枚を添
明の春京に帰る
寛文五乙巳年十二月十五日年寄並蔵小

有しかハそのらうをかんして御加恩五百俵

凡二千八百石

寛文六丙午年九月六日常陸国谷原

布川新田見分御用を命せられ同月

十二日御服黄金拾枚を賜り十月廿八日

帰りて復命す

寛文七丁未年二月九日常陸国ハ谷原

布川新田の場所修復すへき

よて奉行を命せられ其地にお

もむき此事をつとむ

寛文十二壬子年十二月廿二日御前に召され

て年頃かゝる勤に心を尽し

ぬることをかんしてゝ御ことはを蒙り後

出羽守もまた六年頃の労をもかんし給ひて

黄金拾枚時服三領を賜る

延宝四丙辰年十月十二日辞

同年十二月六日致仕を許され六百俵を賜る

延宝七己未年八月廿五日卒年八十一歳

寛永九申年四月八日

三上与三郎季直書出

寛永元子年江戸ニて御小性組

御小性組

御小性組阿部豊後守組　四百俵　三上甚兵衛季正

後六百石

季正か父ハ豊臣殿下に仕へ肥前
名古屋ニて死し其とき季正
幼少なりしゆへ浪人し季正か
母ハ春日局の妹なるゆへ季正ハ小
つきて来る后
崇源院君ノ江戸へ母ハ祚へと来る
姫君大坂城へ御輿入の時御介副乃

兄跡絶候しを討死ニ付随ひ
行大坂落城の時迄武勇しかし
神祖ふかくいさゝりあひ旗本養の事
御小性有て加州金沢へ遣され討死
て三百石を以て大坂城に籠り
者ゆゑハ追て御小性有へき作を
蒙り一打ニ寛永元子年三百石
廩米四百俵を給り御小性組ニ
入りしさ候
寛永十五年十二月十七日無御加恩二百石
并に四百俵も家紀に成し給り武州
足立郡埼玉郡の内にて給り九百石

寛永十八巳年六月廿日組替御小性組[illegible]丹波守組

寛永九申年四月八日

寛永五辰年ヨリ新知五百石

谷出羽守衛友三男
御中小性組

御小性組阿部豊後守組 千五百石 谷宇右衛門衛忠

寛永十八巳年八月十五日死 二十四歳

寛永九申年四月八日

寛永七午年 御小性組

松浦内記元西支配

御小性組

御小性組阿部豊後守組 三百俵 松浦市十郎正眼

後四百石 六百石

改 市左衛門 内記

寛永十酉年二月七日 被為加恩 二百石

凡四百石

寛永十八巳年六月 部屋の印を請ふ

御仕置と勢免

寛永十三子年四月目見の御使仕置八

万治元戌年六月十四日 加増 六千石

是迄の四百石ハ又ヲ老と共ニ辞ス

万治元戊年 六月十四日寄合ニ列す
同年十二月廿三日平川口乃警衛を
勤へき旨仰を蒙る
万治二己亥年二月廿七日甲府城乃
勤番を命せられ同月廿八日御暇
時服三領羽織を賜ふ 同三子年六月
十日病ニ而 九月七日江戸着府
寛文元丑年二月廿八日神田橋口乃
警衛を勤へき旨仰を蒙る
同年十月廿三日平川口の警衛を
勤へき旨仰を蒙る
寛文五巳年 月 日 中川御番

寛文八申年六月十日御勘定奉行
同年十二月三日 叙十二月
宝樹院君十七回の御追福御用を命せらる
寛文十二子年正月廿日 叙二月
天樹院君七回の御法事御用を命せらる
延宝三卯年閏四月廿四日 叙五月
本理院君小祥忌御法事御用を命せらる
延宝四辰年八月五日
御養浚院殿御追福御用を命せらる
延宝六午年七月廿一日 叙八月
高巌院君三回の御追福御用を命せらる
延宝八申年閏八月五日御留守居奉書

同年十二月廿八日叙爵同時に信濃守元の如く
旧苑元より
天和二戌年十二月廿九日於二月
天樹院君十七歳ニて御近習御用を命ぜらる
天和二戌年四月廿五日並ニ御加恩二千石
丹波国内上郡何鹿郡の内にて之を下
凡八千石
貞享元子年十二月廿五日大奥御年寄
貞享四卯年十月廿八日叙爵して御役を
免ぜらる一家今出列し御同見の席元の
ごとく御書院御番頭の内にては下に
之を信る

同年十二月十二日御役ハ免ぜられて尚
御年寄を命ぜらる
元禄元辰年十二月廿八日
御老女乃御年寄を命ぜらる
元禄十丑年十二月廿二日致のごとく
御年寄を命ぜらる
元禄十二卯年七月廿二日致仕其代
剃して一山と云
元禄十四巳年十二月十二日卒八十八歳

寛永九申年四月八日

寛永八未年二百石

御小性組阿部豊後守組　三百石　三勝参平惣領 御小性組 富永孫六郎泰賢

寛永十酉年いまゝ之禄かへつかまつり如元

新ニ三百石を備る

寛永十酉年七月廿六日 新組 御小性組酒井因幡守組

寛永九申年四月八日

肥前守信政拙所
御小性組二番

御小性組阿部豊後守組　二百俵　依田内記信忠

寛永十酉年二月七日　并御加恩二百石
是迄之二百俵ハ其儘現米ニ而被下
合四百石

寛永十六卯年七月三日　任部屋　御徳所
正保四亥年九月廿六日　御先鉄炮頭
寛文二寅年十二月九日　御同二千五百石
是迄之四百石と通し奉る

寛永九申年四月八日

寛永元子年御小姓組

安藤彦四郎康長惣領
御小姓組松平伊豆守組

御小姓組阿部豊後守組　四百俵　安藤七九郎康之
後三千石
後彦四郎

寛永十三子年領国三千石足まして乃
三百俵ハ返し、もちろん新番康明に
七百石をくれ川

寛永十六卯年四月廿五日御小姓組頭
同年十二月布衣をゆるさる
正保二酉年六月廿八日御小姓組番頭
同年十二月晦日叙爵対馬守と改

延宝三卯年二月三日辞[illegible]
延宝六午年六月二日死

慶安三寅年七月十二日卒年四十八

寛永九申年四月八日

慶長八卯年御目見

慶長十四酉年番入

御小性組阿部豊後守組高八十俵加藤太郎左衛門直勝

左兵衛尉成之惣領

御小性組青山大蔵少輔組

寛永十四年二月大御番組江

其時石河三左衛門諸目中根伊賀守ニ人来

并節加藤太郎左衛門御前ニ召されて

思召御旨有之ニ依て大御番乃組頭を

命ぜらるの仰あり

寛永十七辰年十月十二日死四十七歳

寛永九申年四月八日

寛永年中於江戸

御小性組阿部豊後守組

内藤久右衛門末孫書付
御小性組六番
采地　内藤權之助貞政
後二百石
七百石

寛永十酉年新知二百石ヲ賜り

寛永十三亥年　月　日加増七百石是

迄の二百石ハ返上其内八百石ハ章返し

二百石ヲ方川

年號月日不知辞入松浦内蔵允組

寛文十二子年　月　日致仕

貞享元子ノ年　十月六日死

寛永九申年四月八日

元和七酉年　御書院番

山角藤之助勝成惣領

御書院番一番

御小性組阿部豊後守組　五百石　山角藤之助定勝

後八百石

寛永十酉年二月七日　並御加恩三百石

凡八百石

寛永十一戌年　月　日　割替　御書院番大久保之膳組

寛永九申年四月八日

元和元卯年四月御書院番入
元和五未年家督

御小性組阿部豊後守組

大橋與右衛門忠吉之嫡孫養祖
西丸御書院番一番井上主計頭組

三百石 大橋與右衛門重頼
後七百石 改富五郎

寛永十酉年二月七日並御加恩二百石

下野国皆川領にて都合七百石

慶安元子年六月十六日三之丸御小性組[illegible]組

慶安三寅年九月廿日御小性組[illegible]組

国立公文書館
National Archives of Japan

寛永九申年四月八日

慶長十七子年正月
千石 御書院番

浅田庄右衛門利武惣領
西丸御書院番頭井上主計頭組

御小性組阿部豊後守組 壱番 浅田庄右衛門重利

慶安三寅年十二月四日死 五十一歳

寛永九申年四月八日　酒田浄西忠利西ノ丸

寛永七午年ゟ御知

寛永八未年御書院番　御書院番井上主計頭組

御小性組阿部豊後守組　手右　酒田久兵衛忠政

後 出羽守

明暦二申年三月二日御役退

同年十二月廿六日布衣を免されし

万治元戌年九月朔日御目付

万治三子年十二月廿三日去ル十八日大坂

城雷火により焔上せしかハ有

まゐりて様子として参るへき仰を

蒙り同四丑年四月廿日御暇黄金拾枚を賜り

早世ニ付て大膳ニ奉り様子して
七月廿日ニ京ニ而御在府聞こえさせ
御用の事せられしより其後の事
聞つかめるに行ひ給ふ
寛文二壬寅年五月朔日長崎奉行
同年七月廿二日御暇黄金拾枚時服三
羽織を給ふ
寛文三癸卯年十二月十二日ニ京ニ而卒す
従嫡し兎元鍾拯張に代と称する
寛文四甲辰年七月廿一日御暇黄金七枚
時服二羽織を給ふ
寛文五乙巳年十二月廿二日ニ京ニ而卒す

従嫡し兎元鍾拯張に代と称する
寛文六丙午年四月朔日禄高合日別ニ
寛文七丁未年閏二月五日江戸町奉行
於日御加恩千俵凡二千石
同年十二月廿八日叙爵因幡守ニ成甲斐守と改
天和元辛酉年三月廿七日甲斐守元澤より
西観ニ依て論法に京都之人忠政ヶ郷
共而て出雲守ニ事二依ハ口て従御御免
の様結とせられる諸家松平越後守ら
家僕外記僕の役人ニ而てま事しいまた
早しさるまゝ自分の邪をとせし
事御もの事ゆへ御役に付

主殿門ハ尤しし江戸ニ

天和三亥年四月　日小普請ニ入

られ候ハきさよ源左衛門を改メ

養子源ニ引き続き主殿門と名乗る

元禄八亥年十二月廿五日 数之仕 御前無沢

丹波守利用御側の御用人を務めて

別ニ二千五百石を務り右八百之て

二千石ハ先ニ被下る

同年四月廿九日 堅書ありて逼塞と云

元禄十二卯年七月十二日 年七十六歳卒

寛永九申年四月八日

年月不知御小性組

御小性組阿部豊後守組　八百石　酒田猪之助 重次相続 知行高書院番井上筑後守組

酒田十左衛門春世

寛永十七辰年十二月十二日死

寛永九申年四月八日　酒田右京亮重然

寛永三寅年跡目

寛永四卯年御小姓組　西丸御書院番井上主膳組

御小姓組阿部豊後守組　二百石　酒田太郎兵衛清忠

寛永十酉年九月廿七日御小姓組与頭

其後布衣免さる

正保四亥年正月廿日御先弓頭

寛文三卯年正月廿一日御鑓奉行

同年四月十六日於四月日光の御法会ニ

公方様より十六日諸役の輩として

黄金拝領四月御法会ニ随ふ

寛文十二子年四月二日孫兵衛合ニ列す
月　日数仕ニ付二百俵
を賜り隠居を許されて出家いたし云
天和元酉年七月廿五日死八十七歳

寛永九申年四月八日
寛永七午年御目見
寛永八未年四月二日御書院番
御小姓組阿部豊後守組
渡辺忠右衛門重長三男初名
御書院番青山大膳亮組
養之　渡辺半右衛門二百石春
後二百俵
寛永十五年十二月廿六日廩米二百俵を
賜ふ
寛永十六卯年十月三日御納戸役
寛永十八巳年十二月廿三日中奥番に
なりしとて黄金ニ枚を賜る
慶安元子年九月十五日新番頭安西
長左衛門組

寛永九申年四月八日

年月不知御書院番

御小性組阿部豊後守組　千石　三浦縫殿助尚正

三浦伯耆守藤利嫡子
御書院番松平右衛門大夫組

尚正か祖父ハ三浦大和守晴貞ハ京都
将軍義晴公義輝公義昭公に
仕へ申次乃役にて有之伯耆守藤利ハ
沈倫して年在しに
神祖足利累代の臣漂泊してありし
事を憐ミ思召て被召出家光君を
附られき尚正家代嗣て御書院

常より
寛永十五年二月七日并御加恩二百石
上総国山辺郡の内ニて被下　先知共二百石
明暦三酉年十月六日死

寛永九申年四月八日
元和元卯年六月弐百石
御小性組阿部豊後守組　弐百石　加藤勝之丞正芳
左京亮殿へ成之節
御書院番松平右馬允組
寛永十酉年二月七日并御加恩二百石
下総の内ニて被下　先六百石
明暦二申年閏四月廿三日死　七十一歳

寛永九申年四月八日
御書院番組頭柴田筑後守康長嫡男
御小性組阿部豊後守組 三百石 柴田新兵衛康明
寛永十五年五月新知二百石加増
寛永十九午年　月　日御書院番松平伊豆守組ヘ
組替

寛永十酉年

寛永十酉年改之書

御小性組阿部豊後守組　三百石　牟辺伝右衛門俊重

牟辺三右衛門勝重惣領
元駿河殿ニ而
改三右衛門

伝右衛門俊重ハ先大猷院殿の列にて
大坂の役ニ落城の時台徳院殿の列ニ先証ハ
東山六左衛門逸見四郎左衛門日市左近武蔵
慶蔵石見六郎兵衛牟辺伝左衛門六人なり
のらし江戸出て戦場の優劣改而明
のところ手ニ傷の證人も取りつる元和二
辰年国千代殿忠長卿へ属ちて駿河殿

の御事につけて后深悩をもしにて武
切々を思召さもし今年百韋礼有者の
うらまいへしと作者て宗悦言長を
禰る

寛文三卯年四月 日光の御供に随ひ

寛文四辰年七月朔日死七十歳

寛永十一戌年十二月朔日

寛永十一戌年被召返

宮城平左衛門正業惣領
元駿河殿家浪人

御小性組阿部豊後守組 四百石 宮城喜兵衛政次

政次か父正業ハ先年
台徳院殿に被召出四百石を賜り
其後駿河殿に属せられしか
御事有し后浪々して程なく
卒しに政次其子政次を被召返
三々細四百石を給り御小性組に入
られ

寛永二十未年四月廿日死二十六歳

寛永十二亥年

御小性組阿部豊後守組

出羽國男鹿郡本庄城主六郷兵庫頭政乗二男

三百俵 六郷藤十郎政直

後藤兵衛

其後所々ニテ廩米三百俵を賜る

年號月日不知番入

元和二辰年十二月十八日致仕

元禄三午年五月四日死

寛永十二亥年

寛永十一戌年被召出

御小性組阿部豊後守組

三州西郡五千石領主松平主殿助清昌ノ叔父従弟

三百俵　松平与兵衛清信

後　内記

与兵衛清信従弟ハ主殿助清昌ノ方ニ
人となりて清昌親しかえ百あまり
廣末三百俵を得て後に御小性組に
列せしむる

年号月日不知轉入小栄右近大夫組

寛文十二壬子年十二月廿三日死享年九十歳

寛永十二亥年　七月

御小性組阿部豊後守組

御目見　仙石大和守久隆惣領

三百俵　仙石右近久俊

後三千石　　後因幡守

寛永十三子年正月朔日年始の謡初ニ

出仕して法流の太鼓を勤む

同年十月　玄猪の儀を勤む

寛永十五寅年　廩米三百俵を賜ふ

寛永十六卯年　四月　日光の御供に随ひ

寛永十九午年　四月　日光の御供に随ひ

寛永二十未年　上州伊香保に温泉の

御暇を被下
正保二酉年十二月　日光目付三千石足とし
の三万俵ハ返し奉る
正保四亥年三月祭の後上州伊香保
温泉の御暇を被下四月帰る
慶安元子年四月日光の御供ニ随ひ
同年十月十七日　三縁山
崇源院君乃御霊屋石文御造の事行を
命せられ又御霊門塔上字二百文料
理の間を造らせ玉ふ
安国殿乃御門を造らせ是て九月十七日着等
の事悉く整て其所を以八丈令紋ニ時服

三と被下る
慶安二丑年八月摂津国高槻城を
永井日向守ニ引渡且日向守青龍寺の
館陸夜御用を大事あり三人番御暇の時
黄金拾枚時服三を被下同月廿五日
青龍寺ニ在し館を受取元十四日入城
仰付る　引渡九月八日江戸ニ帰る
慶安三寅年十二月十六日　御小性組頭ニ成
其後布衣を免さる
承応元辰年六月　日光の法記を
勤させて日光より帰る
承応二巳年九月廿七日　御小性組番頭

同年十二月廿八日叙爵被仰出同備前守と改
明暦二申年尾州黄門光友卿乃
敬公の地江御使を勤免
明暦三酉年正月十八日居邸類焼ニ付
かゝり二月金四百両を拝借
万治元戌年正月十一日御書院番頭
万治二亥年七月朔日尾張殿の国許江
上使として大官与り老也　同月九日御暇黄金
拾枚を拝領　同月十五日立也廿九日
名古屋ニ到り御使を勤め八月廿日帰る
寛文元丑年八月十三日諸職の者ニ
年也六十御暇黄金拾枚時服三領を拝領

九月廿二日立也十月朔日駿府ニ
着し　訴事御預候黄門松平
与三郎徳永千八郎三元御代々四ヶ所
石垣三ヶ所深沢之内の橋御普請
申付建立しさしかゝる是を巡見し
又前田左兵衛内藤権九郎ゟ遣し
久能の
御宮再来御修復高橋備前守と御
延宝未経営さしかゝる訴事ニ依て
申し久能ニ来て是をかゝり之就
寛文二寅年十月朔日駿府ニ立
晦日帰て八日御暇乃所被仰付

銀馬代を献る
寛文四甲辰年四月尾張殿豆州熱
海温泉湯治の御使として赴き
寛文五乙巳年三月十九日御加増千俵を
賜ふ
寛文九己酉年七月三日御普請奉行御加恩
二千石江州の内にて都合五千石
同年十月廿七日叙爵す 十二月九日
御暇給はりし
寛文十庚戌年十二月廿五日御暇給ひ
十二月江府に着し 十九日参府し
御太刀目録馬乃銀子後足を献る

寛文十二壬子年十二月廿五日御暇銀五十枚
時服三領を賜ふ 十二月二十二日立ちて
三十日御暇給はりし
延宝元癸丑年三月廿一日御奉書をもて
気内の事 向後永井伊賀守尚庸
の指揮をうくへきの旨を命せらる
同年八月廿一日摂河の海辺を巡検
し江州の事知行に参り 九月二日御暇給は
うつる
同々年十二月廿四日御目見え之廿六日
江府に着し 廿八日参府し 御太刀
目録馬の銀子後足を献る

同年三月廿七日御前ニ召されて
八丈織三疋を賜る
延宝二寅年二月十五日御前ニ召されて
禁裏
新院御所を造らせらるゝ惣奉行を
命せられし十一月十二日黄金五枚時服三
羽織を賜り其十六日御造営下御檀文を
賜り同 右家の用日毎ニ百五十人の
糧米を賜り与力五人同心三十人
一口ツヽ賜ふの作事を家り廿八日京を
立十二月九日京都永井伊賀守尚庸
寄屋ニ台命の趣を伝へらる

御見ニ備り廿八日二条の小屋ニ帰る
延宝三卯年正月十九日
禁裏御所木造り始廿八日
新院の木造り始十一月廿二日関東より
上使松平因幡守信興来て所々
京職永井伊賀守尚庸ら館ニ集
會して経営の事に啓行りとの
作事を竣り十二月廿六日御棟上同月廿八日
本院御所落上條て吉日ニ御幸既
畢りて還幸 此時
女院新御所ニ召されて花山院前大納言
定誠卿千種大納言有能卿らへ

本院に藝州へ嫁し事 叡感
斜ならす次よの儀を成る 同月廿六日
関東より大澤右京大夫参て儀を
述
同月廿七日より 新御所に
還幸遊ばされ 巻者御所に立させて今度
御造営の功 叡感斜ならす御ほうひ
金銀一勝 百人一首の色紙を給る
女院御所より御積物を給る 十二月二日
新院御所 御移徙に依て
新院御所より古今集の和歌の色紙
備前物を給る

延宝八庚申年十二月八日関東より
奉書来りて
本院御所を造りまいらせ其功を
令せられ御造営よんところなし
事御気色浅からす次よの儀を成る
同月廿九日
本院御所造り始りて二種一荷を
給る 四月十二日関東より酒井雅楽頭
来て儀を成る 六月三日御移徙を
九月廿四日御棟上御積物を給る
十月十日
本院新御所に御移徙 十三日公卿の

間もなくにて　官女清渕
本院の御作を傳へらる、殊更御筆を遊ハさる
出来し、さて勤労浅からぬ次第と仰有りて
三種の和歌一軸縮緬並盃(?)十二(?)被下る
十五日関東の奉書来りて御遊覧の
ことも(?)なく遊ハされて御喜悦浅
からず候の御作を下さる(?)十九日御使者帰る
延宝五巳年四月十六日(?)正月(?)来て澤
瑞し御考(?)国録(?)再(?)の御短冊(?)を
賜る　五月朔日就(?)成
御所にて奉りて遊ハさる(?)年々それ(?)観賞
ましまして(?)藁(?)奉(?)　呼服(?)被成(?)

延宝七未年二月十四日御(?)服(?)之義(?)ニ付三月十四日御使者ニ
呼服(?)三羽織を被下
若し
延宝八申年九月象(?)府(?)の事々と
伺ひしに先延引さるへしと仰
おさへまし(?)
天和元酉年四月(?)高(?)秋(?)象(?)府(?)ヘ
参(?)し(?)御(?)下(?)知(?)に(?)随(?)ひ(?)て(?)
延引し
天和元酉年十一月十五日　親(?)信(?)覚(?)年
亨(?)年(?)二宗(?)

寛永十五寅年

御小性組設楽摂津守組　無足　滝田新三郎忠正

御小性組士頭　滝田三郎兵衛忠次惣領

寛永十八巳年六月廿八日　部屋住　御小性組新組　石川播磨守組

寛永十七辰年

御持組坂部摂津守組 三百俵 村越権兵衛

御目見 村越七郎右衛門二男惣領

其後廩米二百俵被下

寛文九酉年十月廿八日 十七年之間

御勤被遊上ニ乃御勤為被遊候ニ付て 黄金五枚を

被下

貞享四卯年三月二日 死 六十八歳

正保元申年十二月十六日

御小性組設楽摂津守組　二百俵　中根六之丞正致

御小納戸中根壱岐守正盛惣領

改平十郎

慶安三寅年十二月廿七日　新参　御書院番与リ

壬后廩米三百俵を譲り

依

慶安四卯年十月廿二日布衣を免され

同年　月　日御加増二百俵先三百俵

明暦元未年十月三日家督四千石是

との三百俵ハ父之老後之養料ニ譲也

寛文右四千石八千石ニ加増川

万治二亥年秋紀様の招請に来り
寛文二寅年十二月朔日来年日光の
御供と命せらる是明の卯年正月
十六日于路料白銀百枚を賜り同月
御供に従ふ
寛文九酉年七月二日吉列今切奉行
被申付警の内法役地多居を賜り寄孫
十二孫同心俾人を預からる
延宝六午年正月　日辞寄合
貞享元子年七月十七日致仕手料
三百俵を賜り于居邸あわりしく
正致軒と云

元禄九子年六月晦日死八十歳
正致存日に我國にて八神道の事を
学ひすゝめ育へられなくふつく
ものはゆえ憂しつたにそれ一と
なく死後は沈し武州荏原郡
喜多河村の別荘に神道を以て
葬しける

正保元申年六月十六日

御金奉行惣左衛門杉勝惣所

御小性組番頭松平伊豆守組

始三百俵

三百石 小河勝一郎 禎清

後惣左衛門

正保三戌年廩米三百俵を被下

明暦二申年 月 日 御加増三百石是迄

の三百俵ハ上り奉る

寛文八申年 御寄合入 本多飛騨守組

元禄二巳年九月十一日死 六十六歳

正保二酉年六月

御小性組数彦備後守組　三百俵　伊丹理右衛門勝元

御勘定奉行順斎入道康勝惣領
彌十郎勝長二男
改名書

正保四亥年十月年俸三百俵を賜ふ　右
杉本民部少輔植綱作を借つて書
慶安二丑年四月日光の御供に従ひ
寛文元丑年本丸御所の御番地ふく
三百俵の地を賜る
寛文三卯年四月日光の御供に従ひ
年號月日不知移入板倉市正組

延宝五巳年五月十日御書院番稲葉石見守組

慶安元子年付三日

正保四亥年十二月二日若年寄部下

御小性組秋元摂津守組

松前志摩守公広次男

寄合

番信 松前甚平泰広

民八郎

後多五百石

明暦元未年正月二日松前に被遣され

時服二領羽織等を賜ひ明の申年帰り三月

十三日拝謁し黄鷹十居張馬代を献る

寛文九酉年七月十八日蝦夷人蜂起の時

松前志摩守矩広より軍兵を卒て着す

東蝦夷志ふちやりめなかしくる棟梁

志やくしやいん蜂起松前東西の蝦

夷地運送の商ひ船十九艘人数士卒迄
并飼船水主等二百七十三人ミな殺に
行ひ是をしつめんとするに 主君 矩広
幼なけれハ泰広大伯父ゆへ一門の長者
なるゆへハ彼地に渡り賊を征せん事をこふ
許しニ同月廿日蝦夷地に渡り賊をしつめさせ
同月廿二日軍船を艤して夜を日に継九月九日松前に
着し征伐の事を議し同月廿七日蝦夷人
征夷の事を閣老より御奉書を下さる
十月廿三日松前の人数を引きゐて長駆
ちやまへ夷酋張本志やくしやいん
を討取ひくといふ所にて梟首にし玉ふ

威を蝦夷人に示し其余乃党悪をも討
夜明の廿日相軍兵をひきゐて賊徒乃
住所へおし寄敵火をもつて焼討にし
行列すさまし所まて蝦夷人并人伐
擒捕らへ松前に帰りしよしを江戸に
申きこしに十二月十五日連署乃奉書来りて
泰広松前に来りし月まていよいよ
蝦夷地を鎮定せしむへき仰を蒙り
松前に行く明の年七月二日西蝦夷地
よいちといふ所に着船して東西乃蝦夷
一同へ集らし御法令を守るへきむねを
伝へ悉く其威に懐して静謐す附

江戸より寂く津軽越中守南部大膳大夫
へ加勢とすへきよし申付へしとの仰
有しに両家蝦夷乃事進退をし任にて
て在しに他家より加勢をこはん事武門の
おもたゝする恥なるとて其事に及をす
十月六日江戸に帰りて復命し
寛文十戌年十二月廿二日御座の間に召されて
て此度夷賊征伐の功ありけるをもつてよろしく
観賞ありて常陸国真壁郡吉田村にて
御加恩五百石凡て五百石 世は太平に属して よりひさしく軍旅の事
絶えて久しき観賞ありし事斯に御書院にて 泰広一人にてありける故名誉のことゝいふへしまつは
生色ある弟の実用をもつてかゝる用ひし事も十方
本懐といふへし

延宝三卯年正月廿六日御使番
寛文十一亥年十二月蝦夷乃残党を誅す
つき仰をかうふり明の年二月廿八日御暇
時服三御羽織一を賜ふ三月廿三日息男八左衛
門嘉広二男次郎左衛門恵広三男作左衛門広
を引具して夷を追ひ四月十二日松前に着し
同六月廿六日父子四人くんぬいより彼方を
して蝦夷人武威に恐れてことことく
夷ともに降参するによりて悉く
相伺をなして事平しき八月二日松前
出帆九月十八日帰府十五日拝謁す
同年六月十三日日光御宮守衛を命せらる

国立公文書館
National Archives of Japan

同年十二月廿六日布衣之となさる
延宝四辰年七月十一日隠居ニ付同年
として参るの作有り八月廿二日御暇
黄金二枚時服二を賜り十月十六日帰り
廿六日相備す
延宝五巳年四月九日日光御用ニ付金を給ふ
延宝六午年三月三日肥前国唐津城ニ渡
御用之金を給ふ四月十一日御暇黄金
五枚を賜り八月廿八日帰り相備す
延宝七未年九月四日番入大久保山城守組
延宝八申年九月十四日死 五十四歳

慶安元子年八月三日
寛永十七辰年十二月廿九日済
御小性組秋元摂津守組
八之丞昌勝惣領
母小笠原信
三百石 十五歳 西山八之丞昌俊
寛文三卯年四月日光御法会に随ひ
寛文九酉年三月十二日富士ニ参るさせ
しものを撰ふへきよし仰事有に
昌俊ニ事に参りさまかん十月
十八日召されしかしこき仰を蒙り六
小八千之を賜りして黄金 枚を賜る
貞享四卯年八月十一日関東御代官

同日懸合今ゟの御小性組より八塚の
未座分れ八別ニ御育〻廣八元の
ミく小はへしと御治りて相列の
うら乃貢人税ニ定出る
元禄五申年三月　日元組御小性組
水野織部守組ゟ入

慶安二丑年十二月十六日
寛永二十未年　月　日御目見
御小性組被召出榊原越中守組　千石　三枝勘九郎忠次
三枝勘五郎嫡子忠次
小普請
明暦二申年　月　日死

慶安二丑年十二月廿六日

跡目　河田五郎兵衛某惣領

小普請

御小性組安藤若狭守組壹番　河田五郎兵衛某

元禄四未年　月　日死六十四歳

慶安二丑年十二月廿二日
新庄平作直房二男
御番初之人
慶安二丑年十二月十六日分知
御小性組秋元摂津守組 弐百石 新庄甚助直徳
寛文三卯年四月日光御供ニ随ひ
延宝五巳年八月二日兄新庄隠岐守
直長大坂ニ而急ニ病死ニ付彼地へ参りて
妻子を引具し参るへき旨を蒙りて
それより大坂ニ参る
貞享二丑年九月廿八日死 五十二歳

慶安三寅年九月三日

寛文元年本西丸廣門番所

大納言様御守之節内藤式部少輔組

御小性組酒井紀伊守組　三百俵　筑紫右近信門

年號月日不知稱當合

延宝元丑年十月五日致仕

延宝六午年五月七日死七十五歳

慶安三寅年九月三日
宮城監物跡式出所

寛永二十未年　月　日譜
御番初之人

御小性組安藤摂津守組番居　宮城百助政興
改宮城監物

万治二亥年八月九日死　二十九歳

慶安三庚寅年九月三日

御小性組[illegible]摂津守組 三百俵 浅田五郎左衛門忠勝

御先弓頭浅田五郎左衛門忠次二男

万治元戊戌年十二月十八日廩米三百俵

被下之

寛文三癸卯年四月日光の御供ニ随ひ

元禄七甲戌年 番入 [illegible]部丹波守組

元禄[illegible]己年[illegible]月[illegible]日死 七十[illegible]歳

慶安三寅年九月三日
大猷院様御部屋住之節御小性組番頭松平備後右近将監組
御小性組安藤摂津守組　三百俵　鈴木惣左衛門
後三千俵
其後御蔵米三百俵上納
寛文三卯年四月八日先方御借随ひ
延宝元丑年十月十五日　家督三千俵
是迄之三百俵之外被下置
元禄五申年　二月九日　御入御番上野介組
元禄十五午年九月二日　御蔵米三千俵之
采地ニ而　被下置　上総国長柄郡之内

隅郡山之郡のうち伊豆国加茂郡
那賀郡の内にて三百石下
宝永六丑年十二月七日死八十歳

慶安三庚寅年九月三日
御小性組番頭杉浦丹後守組
御小性組番頭杉浦内蔵允組三百石高後重存来
三百俵
後三百石 牛込傳右衛門勝正
慶安元戊子年正月二日兄牛込権右衛門重恒
御書院番を務めて先に卒しけれハよつて父之嗣
子となり
同年十二月廿六日廩米三百俵を賜る
寛文三卯年四月日光乃御供に随ひ
寛文八戊申年七月朔日父知行之内
遺跡三百石を賜り其ほかの三百俵ハ返上す

寛文十二子年二月十七日死 五十三歳
嫡子無之ニ付不被仰付家絶ル

慶安三寅年十二月廿四日
寛永十五寅年不知
御小性組[illegible]組
豊前宗明三男
小普請
[illegible] 堀十左衛門利英
年號月日不知番入北條右近大夫組
万治元戌年七月朔日御書院番ニ被
[illegible]組江御番替

承應二巳年九月

武兵衛義正實
御小性組内藤出雲守組之組

御小性組酒井紀伊守組　高名　大嶋左兵衛尉義

寛文三卯年四月日光御供ニ随ひ

延宝元丑年六月廿八日死　年三十二歳

萬治二亥年九月廿七日

御小性組秋元攝津守組　二百俵　松平次郎左衛門當

松平勝左衛門昌吉四男

御小性組因及出雲守之組

子

次郎左衛門

宗左衛門

吾三郎

勝左衛門

元禄四未年四月　日辞入彦坂壱岐守組

元禄十六未年十一月廿七日死七十歳

寛永二乙年

元和四午年閏月 二千二十石
加増三郎 定清ニ千二十五石余知

御小性組番頭被仰付 二千三十石 菅沼藤十郎定政

菅沼藤十郎定俊養子
実子

寛文元丑年十二月廿八日御免被成

同年十二月廿八日布衣着之儀免之候

寛文二寅年十二月朔日長崎奉行

四月日光の法会之節御奉行被仰付

卯年四月廿二日藤枝の桝として

白銀 百枚 拝領之

延宝五巳年四月廿三日死 六十九歳

嘉永三戌年二月廿七日

安政三辰年　月　日済

新発田房之助殿
小普請

御小性組故荻様御手組　五百石　石野次郎左衛門厄介
弟　新発田

寛文三卯年四月日光ニ於て蒙御
御供ニ随ひ
寛文六午年四月二十郎する武蔵国の
榛沢郡藤之中瀬今泉の内ニ而
都賀郡山田村ニ而都合弐百石の
采地を給はり加恩ありて夫より
俸米にの代ふ

寛文九酉年二月二日死、三十七歳

萬治三子年二月廿七日

御跡絶跡目為勤信忠惣領

御小性組秋元摂津守組　三百俵　保田源六郎信重

後二千二百石

明暦二申年五月廿三日　廩米三百俵

と備り

延宝六午年　月　日　跡目二千二百石

実前田八之丞信方へ三百石と分ち

信重ハ其跡を継くゆへ三百俵ハ返し

奉る

元禄二巳年五月廿七日　御先跡絶所

同年十二月廿七日切腹被仰付されし
元禄二年己巳六月十三日死六十五歳

寛延三午年二月廿七日

御小性組番頭根岸組之

御書院番　但馬守昌信嫡男

駒井長右衛門昌勝

後千八百七十五石　後次郎左衛門

同年　月　日いまた家督を継すして内
父の遺跡千八百七十五石を賜り
明暦三丙年正月十九日居郡敦たに
弟の役形して今百五十石を賜はる
万治三子年八月廿五日其嫡の石座を
修築せられ御用を大命せられし明乃
丑年六月晦日遂に卒す

寛文三卯年日光の御供ニ随ひ
寛文六午年六月八日御使番
同年十月十二日大坂御目付代を命せ
らるゝ十二月十四日御暇黄金拾枚を賜り
明る未年四月廿八日帰りて謁す
寛文七未年十二月廿八日布衣を免さる
寛文九酉年六月十六日肥前長崎に赴く
御用を命せらる 七月廿二日御暇黄金拾枚を
賜り十月十八日帰りて廿三日謁す
延宝二寅年七月十三日駿府御目付
として赴くへきの仰付あり 八月十五日
御暇黄金二枚時服二を賜り十二月廿五日
帰りて謁す
延宝八申年十二月十八日諸国巡見使
を命せらる 明る酉年二月廿八日四国
の事を巡見すへき仰を蒙り 二月
十五日御暇黄金拾枚時服二羽織を賜り
九月廿八日帰りて拝謁す
天和二戌年二月十五日朝鮮使来聘に
大坂にて御使として参るへき仰に依
蒙り九月朔日帰りて拝謁す 此年
天和二戌年四月廿五日並御加恩五百石凡
二千三百五十石
天和三亥年九月十七日死 四十九歳

慶安三寅年七月廿八日

慶安三寅年　月　日　譲二百五十石　武富縫殿丞康久悲氏

弟縫七郎康竜　五百石分知　内分合

御小性組被仰付津守組二百石　武富七九郎康利

後　和泉守

寛文元丑年八月十二日御小性組与頭

同年十二月廿八日　布衣を免され

寛文二寅年十二月朔日　来卯年

四月日光の御法会之節御用の

卯年四月廿六日諸様の節として

白銀五枚を被下　四月御法会に

寛文八申年　乗馬の節出来に付

寛文九己酉年九月十二日御小姓組番被
同年十二月廿七日叙爵被仰付和泉守と改
寛文十庚戌年九月廿七日水戸江御使を
命セらる　同月廿八日御服貮ツ并拾
時服三羽織を被下　廿二日立を立
廿九日帰て罷帰し

延宝四丙辰年五月廿二日御書院番被
同年八月廿二日務條の節ニ帰ニ參八
御服貮ツ并拾時服三羽織を被下
延宝五丁巳年十月十二日帰て罷帰し
据矢節被張馬代を被下
延宝七己未年十二月廿九日御加恩千俵

凡三千三百石
天和元辛酉年四月廿一日大御番被
同年二月十二日二条城乃務を勤ニ
參八御服貮ツ并拾五枚時服五羽織を
賜り四月のをハり免を立
天和二壬戌年四月廿二日並御加恩二千石
凡五千三百石
天和三癸亥年四月二日病ニかゝりけれハ
御もとめの筋ありて年あまり罷帰
を免されし次
同年同月十二日営中ニ而召されて
二条城務番の内山本事岳　任す

御具足奉行と申寺忠兵衛事奉行
より仰付次ニ役所ニ而賊婦と出合せし
免ニ余程所ニ而事ありし事により
発覚しけれハ配流せられき又相役
阿部三左衛門ハ忠左衛門役又ハ免而又
追て親族ニ而しても役を同せし免
寒く御免ならす通塞すへし
加賀守忠相郎臣仰を仰付られ七月
廿二日免され

貞享元子年二月廿六日御留守居年寄
同年十一月御年寄男を命せられき
西丸下にて右郎なと賜り

同年十二月十三日御憐愍の役を務免
御暮別より御務首を務り
同年同月十七日紅葉山
御宮に詣てさきの附母の服忌
を忘却して滞帰せしかハ十日出仕
貞享元子年十二月十七日営中にて
山城守忠昌相役仰付られてのち乃
稲葉重蔵の者のまつき事ありて次
と仰有て御役を召上られ寄合へ
しし仰付西丸下の郎も召上られ
門戸さしまへし閉の仰有り
貞享二丑年七月十一日閉門を免され

小普請にありしか後書院番組に入
同年八月十七日淨圓と名あらたむ
元禄十一戊寅年十二月 武州 忍三郎の
寄合二百石御用あるにより にて
勤め八月廿七日として 丹後國
新井郡何鹿郡の内にて 是より
廣田某名儀と家禄に 御加増
二千石となる
元禄十五午年 十二月十八日 致仕
正徳二辰年 十二月二日 卒 七十七歳

明暦元未年三月十三日
寛永十九午年十二月　日 御目見
御小姓組小出織部守組
松下十左衛門為貞妻既氏
小普請松浦因幡守組
三百石　松下十左衛門為常
為常より初て徒し 部屋住名
万治二亥年十月 御中の橋の にて
居郎と號す
寛文三卯年四月日光の御供に随ひ
貞享四卯年三月廿六日 病ヲ御免
同年五月廿日 元組 御小姓組水野
織部守組に帰番

明暦二申年十二月八日

御小性組小出越中守組縫殿助尚正忠所

御小性組小出越中守組　壹人　三潮浦惣右衛門勝正

後ニ三百石　政久四郎

明暦三酉年　月　日いまた廣米を

給りさうらふ父ヶ遺跡弐三百石を續る

寛文六午年　番入瀧川長門守組

元禄六酉年十二月朔日死

明暦三酉年十二月廿五日

源十郎安隆惣領
小普請

萬治元戌年　月　日跡目

御小性組小出越中守組　千五百石　小濱孫之丞重隆

寛文元丑年七月十七日死　二十七歳

重隆か妻ハ長沢太兵衛にて下安る趣年
寄矢嶋か女也て重隆重病ニなり
されは嗣なき故ハ一族なる民部
嘉隆の嫡男主水正隆を嗣とし
或ハとも書状松平周防守信興へ
頼ニ依而矢嶋病中ふくして

引籠りしらるゝ幅を写させ給ひし
事を志きりに求かれし陳すゝに志のひま
重隆か死去の頃をとうらくゆるさん
ことありしにかくへて書給ひ
重隆を嗣たりし志めん事を願ひ
ましかし十二月廿五日重隆に譲られ
て程遠くなりに依て今の所の男
円の名を偏にして作有り

万治二己亥年七月十一日
明暦元乙未年　月　日分知
御小性組小出越中守組　三百石　赤井[illegible]
赤井五郎作忠泰四男
小普請
寛文六丙午年　番入北条右近大夫組
寛文七丁未年九月廿四日死　年二十六歳

万治二亥年七月十一日

御小性組小出越中守組　三百俵　能勢惣十郎元之

御同年[illegible]杉之助氏

[illegible]

寛文元丑年十二月十二日廩米三百俵を

拝領

寛文三卯年四月　日若の御役御除ニ

同年十二月廿一日家督[illegible]是まての

三百俵ハ父ヲ老たると扶持料拝領

三千郎松番に二百石[illegible]

同年十二月　日[illegible]

寛文九酉年三月六日大猷院殿御霊屋付を
命せられ三月廿八日御服并金を給て偏り時附
播州多田院を修せらるる事有て六拾余す
済まし候処八月廿二日より八太殿に有て丹波国
福知山城を松平伊賀守忠昌に渡しを務
十月廿八日帰て復命す

寛文十二子年四月九日 御使訖

同年十二月廿八日布衣を免され

延宝七未年二月六日宗治院御霊屋御用を
命せられ 同州本国播磨国飾磨郡来
地に立よるの事紀のかへ免され四月
十六日御服并金と校時服二を偏り来より

宗治に来り御霊屋御用を勤め播州の
宗徳に来り御霊屋を修営して
甲州の谷村に至て六月廿一日帰て復
命す 九月又谷村に来り御霊屋を修営
備して江戸に帰る

延宝七未年九月廿六日 御目見

天和二戌年四月廿一日並布衣かへ五百石

元の五百石

天和二亥年十二月廿四日 四月日光山
大猷廟二十三回の御法会の御用を命
せられ明の三年三月廿九日御服時服
二羽織を賜ふ 四月廿四日帰て復命す

元禄二己巳年八月十四日以十日遠慮指扣
忠救父左京亮忠常家僕高坂権兵衛
自殺の事ニ付而逼塞の内死ニ付而
信利高を減され残三万石を下まし
かくて忠職清見因幡守に清長に
被減七月御用金を差上ニ付二日御赦免
黄金拾枚時服二羽織を賜ふ十月廿八日ニ而御礼
元禄四辛未年八月廿五日御先物頭
元禄五壬申年四月十三日大番頭と成へき
仰有り
元禄六癸酉年十二月廿二日大番頭の事ニ付
常有とて黄金拾枚時服三羽織を賜ふ

元禄八乙亥年四月十九日大番頭の兼
常ニをかれさる事
元禄十丁丑年八月廿六日辞ニ而寄合ニ列す
元禄十五壬午年十一月廿三日致仕ニ而料三百俵
を賜ふ
宝永五戊子年三月十二日死七十二歳

万治二亥年七月十一日

御小性組小出越中守組

御膳奉行平九馬忠顕次男惣兵衛

三百俵 大久保甚之丞忠國

改 主馬

寛文元丑年十二月廿二日廩米三百俵ヲ賜

延宝四辰年十月十八日 部屋住 死 三十五歳

万治二己亥年七月十二日

大御番組頭酒田与左衛門盛高嫡男

御小姓組小出越中守組　三百俵　安藤庄吉郎政元

後千石

後　長谷川氏

称　中務子

改　長谷川権左衛門

政元丑年より生進乃九八八ニ念よ
よつて安藤を称て氏とす

寛文元丑年十二月十二日廩米三百俵を
賜ふ

寛文三卯年四月目見の御依田に随ひ
三月中長谷川伊豆守政年乃妻子とし

於て元の如く替へきと作をと云ふ
寛文四辰年十二月十日辞職千石是迄の
三百俵ハ加へ下しおかる

寛文十二壬子年五月　日　拝入小普請石迄支配
元禄二己年九月　日元組御小性組
水野織部正組ノ入る文へ従ひ是
出府して　就任義ひ有て辞し武八百石繁盛
無勤めし者百石に出され致仕す
元禄三午年七月九日致仕湛瑞と云ふ
宝永二酉年四月四日死

万治二亥年七月十二日
御小性組小出越中守組
御書院番三枝摂津守組庄左衛門定勝惣領
三百俵　山角清三郎勝英
後五百石　改清右衛門
寛文元丑年十二月十三日廪米三百俵を讓り
寛文三卯年四月日光の御供に加はる
寛文九酉年正十月八日十二月迄間書院番
よりの替狩をいたし萬石合故に之を譲る
延宝四辰年七月十三日新に五百石是迄の
三百俵ハ返し奉り御又在番勝来へ
二百石を足す例

元禄元戊辰年四月廿四日死　二十八歳

万治二己亥年七月十一日
御小性組小出越中守組
御書院番瀧川長門守組[illegible]
三百俵　徳山権十郎重俊　後五兵衛
後二千五百石
寛文元丑年十二月十二日廩米三百俵
を給はる
寛文三卯年四月日光の御供に随ひ
同六丙午年十二月二日家督二千五百石
甥権右衛門重[illegible]に五百石をわかつ
先にの三百俵をかへし奉る
元禄六酉年十二月十日病[illegible]

命せられ四の丙年正月廿八日御暇并金
拾を賜ふ七月廿八日帰る　台教を承す
元禄九丙子年四月廿一日御使番
同年六月十日大坂御目付代として命せ
られ七月廿八日御暇并金拾を賜ふ
八月廿二日京を出て彼地へ赴く
事を監して同十二月
明正帝崩せられけるによりて御法筵に
のぞみて泉涌寺般舟院に赴く
事をつとめ明の丑年三月十七日
京に帰る八日御帰府
同年十二月十八日布衣を着する事を免され

元禄十二卯年九月十日御役料
限りとして白銀二百公役を賜る
元禄十三庚辰年四月廿日奥州福島御城
引渡の御用を命せられ同月九日御暇
并金拾を賜ふ九月廿六日京に帰
る十月十日京に帰り十二日深
謁す
元禄十四辛巳年十二月廿二日御先鉄炮頭
元禄十五壬午年四月九日御槍奉行に補
せらる同十二月廿二日居郭
数年御奉公之事ハ同月晦日御役
の東役を免され

宝永二酉年十二月二日松平右京大夫
輝貞朝臣乃邸へ
将軍家渡らせ給ふ時　御前に召されて
御謙辞を御聴を免し給ひ猶且つ
御舞をも御覧見まひ時参りのきさき
いつれもきよし仰まて其後公務
宝永三戌年九月廿四日老辞を許され其時
越中守英明朝臣に仰を伝へて年比
労しにより役金を免さるゝの仰有り
正徳三巳年十一月廿九日致仕
正徳四午年三月三日死七十八歳

万治二亥年七月十一日
御小性組小出越中守組
御書院番戸田伯耆守組伊兵衛於兄
三百俵　寺本彦兵衛横保　後伊兵衛　彦兵衛
後三千石
寛文元丑年十二月十二日廩米三百俵を賜ふ
寛文十二子年十二月九日家督三千石是より乃
三百俵返し奉る
元禄二巳年四月十四日御使番
同年八月廿四日鳥居播磨守忠救罷
移りて浪人を召集まらしめかく沙汰
信州高遠へ上使御目付として趣く

の儀によつて九月三日御服黄金三枚時服二
羽織を賜ふ十月廿八日帰りて相続す
同年十二月廿七日布衣を着することをゆるさる
元禄四辛未年六月十日大坂御目付代として
命せらる八月廿二日御服黄金三枚を賜ふ
明る申年三月組頭論にて拝謁す
元禄七甲戌年六月十日松平主膳初め九人
彼ら服分長州萩に國目付として
赴るの儀有七月朔日御服黄金三枚
を賜ふ萩より来て言上をとめて帰る
元禄九丙子年四月十四日南都奉行
元禄十一戊寅年二月廿八日御服時服四羽織

を賜ふ
元禄十二己卯年四月十五日京より来りて
拝謁し銀子代を献る
元禄十三庚辰年二月廿八日御服時服四
羽織を賜ふ
元禄十四辛巳年六月廿八日江戸より来て
拝謁し銀子代を献る
元禄十五壬午年四月廿八日御服時服四
羽織を賜る
宝永二乙酉年五月十五日京に来りて
拝謁し銀子代を献る
宝永三丙戌年秋南都より来りて

宝永四丁亥年六月八日於当都死去年八十歳

万治二己亥年七月十一日

江別交代寄合杉本彦三郎宣綱二男

御小性組小出越中守組　千石　杉本源三郎良綱

改　源兵衛

同年十二月廿二日いまた廩米を給はさ

りし内父宣綱致仕の時千石をゆつり

寛文元辛丑年七月廿三日

禁裏院中を造らるゝにより奉行を命

せられ九月二日時服白銀拝領二羽織を

賜り其事より治りて入らく

内裏を造て御出四年育て明の寛文二壬寅

年四月廿一日
主上新殿ニ　還幸の時御料理代三郎
且　震筆の御懐紙三十六歌仙乃色
紙巻縮十を張り出されし
本院の御所を造り同年十一月廿一日
本院新殿に於てをまふ時御硯箱一面
諸八門田の稲葉といふ名画十を副て
備へ出されし又
法皇の御所を造り寛文三年正月廿一日
造り畢て
法皇新御所に　還幸ましましけれハ
震筆の御色紙御薫物銀乃香合に入巻縮
十を賜り同年十二月三日
女院新居に移らせ給ひハ御筆の色紙巻物
縮十を賜り寛文四辰年八月廿一日
新院御所御移徙の時和歌百首乃色
紙巻縮十を賜出されし悉く此切
成て東京六年にして寛文六午年
六月十二日江府に於て拝謁し奉るに
むさひ賜ハ錦を蒙り感し奉る事
斜形り作して御茶を出ぬまたハ此段乃
切代加免ありて黄金壱封を給へる
延宝六午年三月十日記四十六歳

寛文三卯年十二月十九日

慶安三寅年八月廿七日分知

御小性組松平周防守組　千石　渡邊久蔵保

久右衛門吾之二男

出雲信

寛文九酉年閏十月五日死

寛文三卯年十二月十九日

寛永十六己卯年 父知

御小姓組松平因幡守組 千石 西尾四郎左衛門政次

政茂三郎

西尾孫左衛門利氏次男

小普請

寛文三卯年十一月十九日
正保四亥年十二月　日御目見
御小性組松平因幡守組

平左衛門貞政惣領
小普請
四百石　戸田数馬吉政
後平左衛門

元禄十五午年閏八月晦日死　六十三歳

寛文三卯年十二月十九日

寛文元丑年　月　日済目

御小性組松平周備守組

権左衛門朝泰子
小普請
三百石　河野吉左衛門通長

右者年月さゝつ形ニ而　三百石之處来ニ

形ひのかくゝ之入済ある

元禄十三辰年九月十二日死　六十五歳

寛文三卯年十二月十九日
新院御所附丹波守信吉惣領
三百俵 小笠原七左衛門信直
後五百石　　後 源左衛門
御小性組松平因幡守組
寛文五乙巳年十二月廿五日廩米三百俵を賜り
延宝五丁巳年十二月十二日家督九百石是迄之の
三百俵父か老を養ふ料に賜る
天和元酉年三月十八日上州安中城引渡
御用を命せられ三月廿七日御暇黄金三枚
を賜り七月十一日帰て謁見す
貞享四丁卯年六月九日卒年八十

同年十二月晦日 布衣を免さる
元禄二己巳年六月十四日 御目付
同年十二月廿九日 御役を免され
元禄三庚午年正月四日 小普請に入らる 内藤
上野介組
元禄十丁丑年十二月廿五日 致仕
享保二酉年七月二日死 七十四歳

寛文三卯年十二月廿九日
御小性組松平因幡守組 千石 板橋勝三郎重盛
東福門院様御附 志摩守政郡惣領
後 主膳
寛文六午年 父志摩守政郡跡めしかへ 不
労に付
女院様より勝三郎 其の時 重盛と名のり
あるまきさらしの宣旨様御名あらる間 東より
子細あつて 御帰り 三月廿日より御暇 人馬の
御朱印を給り 所領にて 政郡
四月晦日卒 八十四歳 東に帰る

同年七月廿五日御月見[illegible]十七歳
其日二百韻[illegible]
延宝四辰年二月廿六日
女院御所御下血気にて[illegible]中に参り
[illegible]急き御使として禁裏へ参らせ[illegible]
仰有て黄金五枚を賜り同廿七日[illegible]
七月二日院[illegible]に禁中入同月三日時の[illegible]
職に白銀[illegible]等を賜ふ
仙院にあって御首の[illegible]侍へ[illegible]
後水尾[illegible]御遊[illegible]仰出され[illegible]
本院御不例御遊宮の間[illegible]
同事にあって中[illegible]職られ[illegible]

侍[illegible]この事を[illegible]
仙宮に[illegible]て御脈を[illegible]明の四日院に
[illegible]同九日[illegible]十日に
御城に参りて　台顔を拝し[illegible]ての
事とも[illegible]なりぬ
延宝六午年二月　日[illegible]の事とも[illegible]
貞享三寅年十二月十日　[illegible]人願
同年同月廿六日[illegible]れ
貞享四卯年三月廿三日　御[illegible]下書の[illegible]
元禄三午年　七月三日　御[illegible]
宝永五子年閏正月十四日　老年[illegible]三[illegible]
[illegible]列す

寛永七庚午年七月廿七日致仕之称三斎保之偽
享保七壬寅年十月朔日死八十二歳

寛文三卯年十二月十九日
御小性組松平因幡守組
御目見清左衛門忌代起凡
三百俵 稲垣三右衛門 実
後六百石
延宝六午年十二月十日加増三百石是とも
三百俵返上奉る
元禄五申年十月廿九日御勝手奉行
元禄九子年十二月　日 いかゝ敷事にや
御役を免され小普請に入て逼塞
丹波守組ニ列し
享保六丑年七月三日死七十八歳

寛文三卯年十二月十九日

御小性組松平因幡守組

御目見 安藤市郎兵衛某惣領

三百俵 安藤次郎右衛門忠義

後七百石

改市郎兵衛

寛文五巳年十二月廿三日家督三百俵とも

継り

其後兄七郎兵衛忠利ヵ養子となり

元禄二巳年十二月廿四日兄家督七百石兄之

の三百俵ハ二人へし奉る

元禄十五年五月十四日武州岩槻城

引渡之節之大手番ニ而同月廿八日御暇

元禄十六癸未年　月　日死三十八歳

萬今按ニ是ハ誤り六月十日晦にて済ヘし
元禄十六癸未年十二月廿五日に卒すへく
忠義ノ嗣子加藤某父ノ遺跡継
八月晦日継しに其年に死して
其子甚三郎（後重次郎）同し年の十二月十九日
遺跡を継しか宝永七庚寅年二月
十五日狂疾ありて十五石を上ケ奉られて
家絶ゆ

寛文三卯年十二月十九日
御小性組松平因幡守組　御使番源左衛門政信惣領
三百俵　川口長三郎
寛文五巳年十二月廿五日廩米三百俵を賜る

寛文三卯年十二月十九日

御小性組松平周防守組　三百俵　飯河市左衛門信順
　　　　　　　　　　　後七百石　後伊右衛門　彦右衛門

大御番組飯河彦左衛門忠信養子

延宝五巳年至十二月十日跡目七百石下之

三百俵めしあくる

延宝八申年十二月十八日諸国巡見使を命
ぜられ明る酉年五月八日より出羽奥州に赴き
より御前有二月廿四日御暇黄金拾時服二領
を賜ふ十二月朔日帰りまうて　台廟に謁す

貞享元子年十二月廿七日二十年の間常恩に

當らしからく萬人気に投て偏く
貞享三寅年二月越後の高田にて御使
として来り
元禄十一寅年八月廣島米二百俵宛しを
米地を分へ移る其後年老て
彝をへ心よわりて彼職に付て一分あしく
卯へとまかりけり

宝永元申年五月十九日老衰入道 近藤備中守組
正徳三巳年九月十二日死七十九歳

寛文三卯年十二月十九日
御小性組松平因幡守組伊奈遠江守忠氏
御小性組松平因幡守組 二百俵 長谷川権十郎宣就
後伊奈
寛文五巳年十二月廿一日廣島米二百俵被下
寛文十二子年十二月十二日跡目四百石まての
二百俵返上する

一 正徳三巳年四月廿六日死

寛文三卯年十二月十九日

御小性組松平因幡守組　三百俵　神保惣六郎氏久

御書院番内藤摂津守組市郎右衛門成信惣領

改喜左衛門

寛文五巳年十二月廿五日廩米三百俵を

賜り

其后病死の事帳面にしるされさるハ

形ひ奉り

年號月日不知御番御免被成候三百俵上納

正徳四午年十二月廿七日死七十余歳

寛文六午年十二月三日

明暦二申年十二月廿三日番入

御小性組松平周防守組　千石　三好忠次郎忠滋

三好助九郎忠次惣領

小普請

改　長倉惣三郎

年號月日不知番入大久保玄蕃頭組

元禄八亥年　月　日死四十八歳

忠滋の嗣子二而三郎某家を継く桐乃

間御番御進物番又御小納戸となりて

つゐに罪蒙て元禄十四年二月十三日

其家流の元の家へかへし八百石を賜ハりき

しかとも家號絶ぬ

寛文六午年十二月三日

寛文五巳年七月十七日被召出

御小性組松平因幡守組　三百俵　牟禮清左衛門政矣

牟禮七郎右衛門勝政惣領
小普請

清左衛門政矣か父牟禮七郎右衛門勝政其祖父
郷右衛門勝利と云

神祖に仕へ奉り知行二千石を領す
勝政御使番にて寛永十一戌年正月廿六日
家僕の事により改易に處せられ漂泊
して同十五寅年正月朔日立花左近将監か
手に随ひ肥前原城に趣き首をとり

事有之后死しける小浜在家の遊女出女
神祖乃霊廟の御法會有之ハ先百部を札
廣東三百俵を備ハりハ御小性組ニ入る之
けり

寛文十二壬子年十二月十四日死　四十七歳

寛文七丁未年十二月廿五日
正保元甲申年　月　日誕生
御小性組松平大和記組
松下吉一郎之勝惣領
小普請
九百石　松下吉三郎之長
改　吉左衛門

元禄六酉年十二月廿四日死

寛文七未年十二月廿二日
安藤内膳組 雨宮権左衛門正種惣領

御小性組松平大内記組
三百俵 雨宮忠兵衛正長
後五百石 後権左衛門
遠江守

寛文九酉年十二月廿二日 御蔵米三百俵を被下
寛文十二子年十二月十二日 跡目五百石并ニ為
三百俵ハ返し奉る 実父雨宮権左衛門正清に
弐百石を分知

貞享元子年三月十二日 中奥入
同年十二月廿八日 布衣着を免さる
元禄八亥年八月廿八日

常憲院御所ゟ御加恩五百石御引渡被為成て
被下九千五百石
同年十月廿八日御服并度々御加恩有之
恩賜ふし
同年十二月朔日叙爵従五位下近江守と改
元禄九子年十月十日
常憲院殿御しらへハ
元禄九子年十二月十日免されて寄合に列
元禄十三辰年四月廿七日御出之節
宝永二酉年二月三日楓樹の役を免之
き作と為し
同年六月六日卒去

宝永五子年六月廿九日辞寄合に列す
同年八月朔日卒年五十九歳

寛文七未年十二月廿五日
御小性組松平大内記組
大番組小笠原治部右衛門支配組ゟ
三百俵　曽我新左衛門重定
後二百石二石単　後三百石加増
寛文九酉年十二月廿五日廩米三百俵と
移り
延宝元年　月　日　跡目七百二石単
是迄の三百俵返し奉る
元禄四未年八月三日　死　四十七歳

寛文七未年十二月廿五日

御書院番武田織部組中條市正信忠伜

御小姓組松平大内記組

三百俵　芝山小左衛門正豊

後八百石　　後　中條

寛文九酉年十二月廿三日廩米三百俵之替り

延宝五巳年　月　日加増八百石是迄之

三百俵ハ返し奉ル

元禄十四巳年　月　日死四十九歳

寛文七未年十二月廿五日
御小性組松平大内記組
御書院番ニ被移候得共組違ニ而無之所
三百俵　猪飼十郎兵衛
後八百俵　改十左衛門
寛文九酉年十二月廿五日廩米三百俵被下
元禄七戌年十二月廿二日加増八百俵是迄乃
三百俵ハ返し被下置十郎兵衛合三百俵之
知行
年號月日不知番入黒田丹後守組
宝永六丑年十月廿三日致仕
享保八卯年六月十五日死　七十一歳

寛文七未年十二月廿二日

御小姓組松平大内記組

御書院番吉田中大嶋平組八郎右衛門政真惣領

三百俵　向井主税重典

後九百石

寛文九酉年三月廿二日廩米三百俵被下

元禄七戌年十二月七日新知九百石是迄之

三百俵父之老を養ふ料に備る

元禄十二卯年四月　日番入松平主計頭組

宝永四亥年十二月廿日致仕

宝永五子年六月十一日死七十一歳

寛文七未年十二月朔日
父神田清殿占書付によつて
寛文　年　月　日父之知行不
御小性組松平大関記組
七内政次三男
中書信
最右　戸田喜六郎政道
政　七内
延宝六午年十二月呼名改て七内と云
延宝七未年五月十六日死二十一歳

国立公文書館
National Archives of Japan

寛文十一亥年九月十三日

寛文九酉年十二月十二日御目見

御小性組松平大内記組

基高五百石 信房惣領
小普請
十五歳
二百石拝 夏目長右衛門信頼

元禄十一寅年相模国愛甲郡飯山村の内代
御用ニ付被召上候而替地として
常陸国新治郡上青柳村同国茨城郡
中の谷村ニ而被下
元禄五申年七月駿河臺の邸御用ニ付
被召上候而替地として本所
亀沢町ニ而被下

宝永四亥年二月又亀沢町の郷蔵東
かゝへしにて勤りもとして同所
二三乃橋の間南割下水にて千坪乃地
となる

享保五子年四月廿日老衰隠居黄金二枚入滝川播磨守支配

享保十五戌年正月廿六日死七十八歳

寛文十二子年九月十三日

平右衛門忠高長子
小普請大久保右京亮組
三百石　大久保平右衛門忠良

寛文十戌年十月廿七日跡目

御小性組松平大因記組

享保三戌年五月十二日老衰隠居黄金二枚入大久保淡路守組

享保四亥年八月二日為安度至居ニ而死

享保十巳年三月十三日死七十七歳

寛文十二子年五月廿六日

寛文十一亥年十二月十二日跡目

御小性組内藤上野介組　清右衛門政友嫡子 小普請 三百俵　牟禮又助勝久

改 卿右衛門 遠江守

元禄六酉年三月廿五日　御腰物奉行

同年十二月十八日　布衣着之を免さるる

元禄六酉年十二月十八日　御加増二百俵

凡五百俵

元禄八亥年二月廿三日　御廊下番入

同日　御加増三百俵　凡八百俵

同年十二月廿日　叙爵　従五位下遠江守と改

元禄九丙子年四月十一日 御先炮組
元禄十一戊寅年七月廿一日廩米八百俵
加へられしを采地にあらため上野國にて
下さる
宝永五子年閏四月廿四日務を辞して寄合に列す
同年四月廿三日卒 七十三歳

寛文十二壬子年五月廿六日
御小性組内藤上野介組 七百石 中山權兵衛勝尋
後 權右衛門
大御番組頭權右衛門勝久が惣領
延宝二甲寅年七月十二日はしめ廩米式
給はらる同父遺跡七百石を継き
まず又四郎久寛に二百石を分つ
元禄十丑年十一月三日御書院番に遷て
のちまた当町飯田町の剣術等の奉行を
命せられ聞の今年春病によりて
三月七日営中にて

賜る
元禄十四巳年十二月廿三日 御徒ニ
同年同月廿八日 布衣以上之者と為る事也
宝永五子年四月十六日 御先手鉄炮ニ
宝永七寅年二月十三日 辞之 寄合ニ列す
同年十二月廿日 死 四十九歳

寛文十二子年四月廿二日
御小性組内藤上野介組
大番組頭青木与右衛門信幸惣領
三百俵 青木与兵衛信久
延宝二寅年十二月十八日 廩米三百俵也給ふ
延宝四辰年 月 日 部屋住死

寛文十二子年五月廿二日

御書院番水野越前守組源左衛門参元惣領

御小姓組内藤上野介組　三百俵　富永内蔵助参泰

後四百石　改縫殿助

延宝二寅年十二月廩米三百俵を賜り

天和三亥年　月　日新田四百石是迄之の

三百俵ハ上ケ奉る

元禄年中辞入揚田河内守組

元禄十一寅年四月二日死卒年来

寛文十二子年五月廿六日

御小性組内藤上野介組

御書院番酒井下総守組十左衛門利英惣領

三百俵 堀七郎左衛門利邑

後五百石

延宝二寅年十二月廩米三百俵を賜ふ

元禄十一寅年七月九日 新田二百石足之乃

三百俵加へし奉る

宝永二酉年二月是迄給ハりし甲斐国八代

郡の内五百石少将吉保朝臣に被下に付

給られハ其替地として同六月常陸国

新治郡の内にて給られ

宝永六己丑年六月朔日 御船手
同年九月廿日濱の御殿へ渡らせられ
御船の調練をこらさせ奉り其事を
勤しによつて明の六日両織口下さ
れ 時服三を賜る
享保七壬寅年十二月廿四日 致仕 号合
享保八癸卯年六月九日 死 七十一歳

延宝四丙辰年四月十日
寛文十二壬子年 月 日 始
御小性組内藤上野介組
六左衛門 将監 廣島氏
小普請近藤備右衛門組
千二百石 森山数馬親廣
元禄六癸酉年十二月十三日 半人足
同年十二月廿八日 布衣を着する事を免さる
元禄九丙子年四月十二日 下田奉行
元禄十一戊寅年四月四日 京小普請
隔し 従馬代を賜る
元禄十二己卯年三月十五日 御暇 時服三
羽織を賜ふ

元禄十三辰年四月十五日定小姓となり
御供し裸馬代を賜ふ
元禄十四巳年三月十五日御服時服二
羽織を賜ふ
元禄十五午年四月御目見定小姓となり
御供し裸馬代を賜ふ
元禄十五午年十二月廿八日先にのごとく
下田奉行去人を減ぜられしかは御役
をゆるされ寄合に列す
宝永六丑年四月六日御持筒頭
享保十二未年八月十五日来年日光の
御供を命ぜられ明の申年正月
十八日旅装の料銀百枚を賜ふ四月
御供に陪し日光に至る
享保十七子年三月十六日死八十二歳

延宝四辰年四月廿六日

寛文十戌年十二月十三日ゟ初

御小性組内藤上野介組

[illegible]馬前後[illegible]男

小普請

三百石　本多[illegible]母忠顕

後　対馬守

兵部少輔

延宝六午年七月廿三日　中奥御番

同年閏十二月廿五日　御加増弐百俵　凡四百俵

延宝八申年六月九日　御小性

同年八月廿三日　叙爵仰出され　対馬守

[illegible]

天和元酉年四月廿六日　御加増五百石　凡

九百石

同年六月十八日御小性となさる
同年九月九日小普請に入りて大久保
佐渡守組に列し
天和二戌年九月朔日中奥御小姓
貞享二丑年二月九日御小性組内藤
上野介組

延宝六午年三月廿九日
寛文元丑年十二月廿二日相続
御小性組内藤上野介組
嫡子久太夫守隆遺跡相続
小普請
千石　小濱三之助良隆
改八太夫
元禄四未年十月廿七日番入仙石因幡守組
宝永元申年十二月二日致仕
正徳二辰年七月十二日死年六十六歳

延宝六午年三月廿九日

御書院番組頭石川長十郎盛久惣領

御小性組内藤上野介組　三百俵　石川左京某

後五百石

延宝八申年三月廿九日廩米三百俵を被下

天和二戌年　月　日加増五百石是ニ而

三百俵ハ返シ奉リ、其養父遺跡ニ

五百俵と合八川

元禄四未年　月　日死

左京某か養孫三郎某　父ノ跡ヲ継

後世を早くして子なきニ依て五百石を上

此まて家絶へし

延宝六午年十二月廿九日
大番組仁右衛門政尚息
御小性組内藤上野介組　三右衛門　猪飼二郎左衛門
後四郎右衛門
天和二戌年七月十二日　御目見四郎右衛門元の
三右衛門返しまる
年號月日不知死

延宝六午年三月廿九日

御小性組内藤上野介組　千石　柘植源三郎之綱

元御小性組内藤上野介組源右衛門良経元惣領
後源右衛門

之綱か父源右衛門良経去午年三月十日
死しけれとも其の撰ミ入て行ハる色々
父か喪中に書付を以て御番入へと
命せらる

同年七月十二日父か遺跡五百石を継く

天和三亥年十二月廿七日進物番

貞享二丑年四月廿五日桐之間御番

同年三月十二日元組御小性組内藤上野介組へ
帰参

延宝六午年三月廿九日

御小性組内藤上野介組

御書院番松平長門守組惣右衛門是紀惣領

三百俵　松浦市太郎　某

延宝八申年三月廿六日廣敷番三百俵[illegible]

延宝六午年三月廿九日

御書院番長谷石見守組出書勝元惣領

御小性組内藤上野介組　三百俵　伊丹勘右衛門勝庸

改　名書

延宝八申年五月本年俸三百俵を賜る

貞享元子年十二月廿七日出精せし事あて

されハとて黄金二枚を賜る

元禄十丑年二月廿六日

将軍家小石川の御殿に渡らせたまひし折御供なる

時に乗馬御覧有りし同月廿六日営中

小袖をたまひ時服三領を賜る

元禄十三辰年家老なりける左京勝守心狂
しくなりて出奔せしにより家絶せしに
勝庸に備し所の大保の地ハたよりなし
仍て是ハ勝守か別邸なる牛込に住し
かハ大保の地を返し奉りて牛込の地を
賜はる　十月九日賜りぬ

元禄十二卯年四月閏なる八木信濃
縣令たりしか出奔せるに貢金の息有之ハ
其一族官務御吟味　堀田平左衛門并に
勝庸連署して遣はの事を執行はる
元禄十三辰年に至りまて三十余男権平ら
遺跡を備はしに貢負金かかりし決

悪く点けしかハ宝永元申年十二月
廿九日先々権平を追放の罪に行はる
其一族なる者御勘定を蒙り勝庸
其事に預りしかハ奉行の事を仰付され
為代其罪のかかりて奉行と成し
免されて御免を蒙されける

宝永二酉年四月廿九日卒す法名信入松雲伊豆守道
享保四亥年九月十三日死　六十余才

延宝六午年十二月廿九日

御小性組内藤上野介組　高家織田三五郎貞置四男

三百俵　織田藤九郎貞輝

延宝八申年三月廿六日廣敷番三百俵之儘

元禄元辰年十二月廿二日死

延宝六午年三月廿九日

御小性組内藤上野介組　山口出雲守重治二男 横田備中殿寄合山口縫左衛門重雄方 三百俵　山口縫三郎某

延宝八申年三月廿六日廩米三百俵を賜り

正徳三巳年八月廿二日死

縫三郎ハ嗣子なくして死し

[illegible]ハ家絶たり

延宝六午年三月廿九日

小普請之内伊沢隼人組八番目春日内蔵惣領

御小性組内藤上野介組　壱之　春日八郎右衛門義陳

後千八十石　改左兵衛

同年十二月十日ゟ御蔵米七百俵被下置

し同苗致仕して三百俵分知ス八十石と

編ゟ惣領家督左近倫柯ト改名ス川

年號月日不知隠居入松平三郎兵衛組

宝永元申年六月廿日死五十二歳

延宝六午年三月廿九日

御小性組内藤上野守組

西山市左衛門

天和三亥年閏五月廿一日

延宝三卯年十二月十一日御目見

御小性組内藤上野介組

平八郎昌興六男也

小普請大久保佐渡守組

二百俵　徳永平三郎昌範

元禄二巳年十二月廿一日大坂御目付代りを命せらる

元禄三午年二月廿二日御暇黄金拾枚を賜ふ

十月朔日帰て拝謁す

元禄七戌年八月廿八日御使番

同年十二月十八日布衣を免さる

元禄八亥年十月廿一日下野国壬生城

引渡の用を命せられ十二月朔日御暇

其父病死ニ付テ跡目七月廿八日御番入

元禄九子年二月十一日死　二十二歳

天和三亥年閏五月廿一日

天和三亥年四月二日於京桐之間御番

榊原八兵衛政盛之次男

桐之間御番

御小性組内藤上野介組

三百俵　榊原藤七郎忠賢

元禄三午年九月朔日桐之間御番

同年同月廿八日小普請ニ入　佐野備前守組ニ入

元禄四未年十二月廿日加知三百石是迄之三百俵ハ返し奉る

元禄五申年三月廿八日御書院番阿部志摩守組ニ御番

天和三亥年九月廿七日

御書院番小笠原佐渡守組ヨリ小普請番帳長吏

御小性組酒井上野介組　三百俵　神保伝三郎長重

改恭寛

同年廣敷番　三百俵之役

元禄元辰年六月四日

従新番桐之間御番

同年七月四日元組御小性組本多越中守

組江御番

天和三癸亥年九月廿五日

御書院番秋元隼人組又左衛門聟養子

御小性組内藤上野介組　三百俵　小幡吉兵衛熊松

同年廩米三百俵之備之也

貞享元子年四月廿六日　御目見

貞享元子年十二月十八日　部屋住　桐之間御番

貞享二丑年十二月十八日元組江　御番衆御小性組

内藤上野介組

天和三癸亥年九月廿五日

御書院番戸川播磨守組六番土屋留番惣領

御小性組内藤上野介組

三百俵　西山十左衛門留諱

後五百石　後十右衛門

元禄十五午年　月　日諸目五百石そとの

三百俵ニ下し奉る

正徳二辰年八月廿二日三列吉田備前守信

御用人と命せらる

享保五子年四月二日二丸御留守居

同年十二月十八日布衣を免され

享保十二未年四月廿五日死　六十七歳

天和三亥年九月十六日
御書院番森川播磨守組酒依馬定悦養子
御小姓組内藤上野介組　三百俵　安藤源馬定賀
改源右衛門
同年廩米三百俵を継
貞享二丑年八月廿四日父兄妙喜と致ニ付
要之の神田しられハ遠島を申付
享保十五戌年十月九日死

天和三亥年九月廿五日

御書院番荒川出雲守組十人組頭孝忠跡

御小性組内藤上野介組 三百俵 小幡[illegible]夫

同年 廩米三百俵被下

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan